岐阜県青少年健全育成条例に基づく措置命令等の基準

1 目的

この基準は、岐阜県青少年健全育成条例(以下「条例」という。)第2条第8号に規定する有害 役務提供営業に関し、条例第19条の6の規定による措置命令等を行う場合における量定その他必 要な事項を定める。

2 用語の意義

- (1) 「措置命令」とは、条例第 19 条の 6 第 1 項の規定による違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることをいう。
- (2) 「営業停止命令」とは、条例第 19 条の 6 第 2 項の規定により、有害役務提供営業の停止を命ずることをいう。
- 3 措置命令等の手続

措置命令等に係る手続きは、原則として岐阜県行政手続条例(平成7年岐阜県条例第36号)及び岐阜県聴聞規則(平成6年岐阜県規則第82号)の規定に従ってこれを行うものとする。ただし、営業停止命令を行う場合における聴聞の実施及び措置命令等を行う場合における岐阜県青少年育成審議会への諮問については、条例の定めによる。

4 措置命令

- (1) 措置命令の基準
 - ア 措置命令は、比例原則にのっとって行うこと。
 - イ 措置命令は、営業を営む者にとって過大な負担を課さないものとすること。
 - ウ 措置命令の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。
 - エ 措置命令は、1回の違反について1回行うものとすること。
- (2) 措置命令の内容
 - ア 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な命令をするものとする。この場合において、当該違反が、命令後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。
 - イ 将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な命令を行うものとする。
 - ウ 状況に応じ、ア及びイの命令を併せて行い、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある 社会環境の浄化等を図るものとする。
- (3) 措置命令を行った後の措置 措置命令を行った後は、措置命令に違反していないかどうかを確認すること。
- 5 営業停止命令
- (1) 営業停止命令の対象要件

営業停止命令は、4により措置命令を行い、有害役務提供営業を営む者が当該措置命令に違 反した場合に行う。

(2) 量定

営業停止命令の量定(以下単に「量定」という。)の区分は、次のとおりとし、各処分事由に 係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

- A 2月以上6月以下の営業停止命令。基準期間は、4月。
- B 1月以上6月以下の営業停止命令。基準期間は、2月。
- (3) 営業停止命令の併合

処分事由に当たる違反行為が2以上行われた場合は、一つの営業停止を行うものとする。この場合の量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び6月を超えないものとする。

(4) 観念的競合

2以上の処分事由に該当する一つの違反行為について営業停止命令を行う場合の量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(5) 常習違反加重

最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、当該営業停止命令の処分事由について5(2)から5(4)までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数の2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、6月を超えることができない。

(6) 営業停止命令に係る期間の決定

営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

- ア 原則として 5 (2) に定める基準期間によることとする。ただし、次の場合には、それぞれの定めるところにより基準期間を変更する。
 - (ア) 5(3)に規定する場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とする。
 - (イ) 5(4)に規定する場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とする。
- (ウ) 5(5)に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。
- イ 次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、アにかかわらず、情状により、5(2)から5(5)までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。
 - (ア) 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
 - a 最近3年間に同一の処分事由により行政処分を受けたこと。
 - b 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
 - c 従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。
 - d 悔悛の情が見られないこと。
 - e 付近の住民からの苦情が多数あること。
 - f 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
 - g 16 歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。
 - h その他、岐阜県青少年育成審議会が量定を加重すべきと認める事由があること。
 - (4) 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
 - a 他人に強いられて処分事由に係る行為を行ったこと。

- b 営業者(法人にあっては役員)の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。
- c 最近3年間に処分事由に係る行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。
- d 具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。
- e その他、岐阜県青少年育成審議会が量定を軽減すべきと認める事由があること。

(7) 営業停止命令の公表

知事が条例第 19 条の 6 第 2 項の規定に基づき営業停止命令を行ったときは、同条第 3 項の規定に基づき、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を岐阜県ホームページにより公表を行う。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表

| | 処 分 事 由 | 関係条項 | 量定 |
|-------------|----------------------------|----------------------|----|
| 1 | 青少年接客業務従事禁止違反に対する措置命令違反 | 第19条の2第1項第1号、 | Α |
| | | 第19条の2第2項第1号 | |
| 2 | 青少年の立ち入らせ禁止違反に対する措置命令違反 | 第19条の2第1項第2号、 | В |
| | | 第19条の2第2項第2号 | |
| 3 | 青少年を客とすることの禁止違反に対する措置命令違反 | 第19条の2第2項第3号 | В |
| 4 | 青少年に対する勧誘の禁止違反に対する措置命令違反 | 第19条の3第1号、第19 | В |
| | | 条の3第2号 | |
| 5 | 青少年に対する宣伝文書等の頒布禁止違反に対する措置 | 第19条の3第3号 | В |
| 命令違反 | | | |
| 6 | 青少年に勧誘行為をさせることの禁止違反に対する措置 | 第 19 条の 3 第 4 号、第 19 | В |
| 命令違反 条の3第5号 | | | |
| 7 | 宣伝文書等を青少年に頒布させることの禁止違反に対す | 第19条の3第6号 | В |
| る措置命令違反 | | | |
| 8 | 青少年立入禁止明示義務違反に対する措置命令違反 | 第19条の4第1項 | В |
| 9 | 広告・宣伝に係る青少年立入禁止明示義務違反に対する措 | 第19条の4第2項 | В |
| 置命令違反 | | | |
| 10 | 従業者名簿備付け記載義務違反に対する措置命令違反 | 第 19 条の 5 | В |